

令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 657,870 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 3 月 7 日 提 出

飯 南 町 長 塚 原 隆 昭

令和 4 年 3 月 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		77,533
	1 国民健康保険料	77,533
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		15
	1 手数料	15
5 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
7 県支出金		521,555
	1 県負担金	521,555
10 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
11 繰入金		58,561
	1 他会計繰入金	58,561
	○ (基金繰入金)	—
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		103
	1 延滞金加算金及び過料	2
	3 雑入	101
歳 入	合 計	657,870

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		49,328
	1 総務管理費	49,152
	3 運営協議会費	176
2 保険給付費		470,201
	1 療養諸費	403,560
	2 高額療養費	65,200
	3 葬祭諸費	600
	4 出産育児諸費	840
	5 移送費	1
3 国民健康保険事業費納付金		118,545
	1 医療給付費分	86,253
	2 後期高齢者支援金等分	25,853
	3 介護納付金分	6,439
8 保健事業費		10,454
	1 特定健康診査等事業費	7,561
	2 保健事業費	2,893
9 基金積立金		5,537
	1 基金積立金	5,537
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		304
	1 償還金及び還付加算金	104
	2 繰出金	200
12 予備費		3,500
	1 予備費	3,500
歳 出	合 計	657,870

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

(令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計)

